

共同研究「非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方」(概要)

平成 27 年 10 月
C P R C 事務局

1 本研究の目的・問題意識

- 非ハードコアカルテル(環境保護を目的とする共同行為 等)の違法性の評価の判断枠組み及び判断基準について、日米EUの比較法研究の観点から分析。
- 我が国に関しては、環境分野等に関する相談事例や震災等緊急時における対応等を検討。その過程で、相談事例のうち小売事業者等がレジ袋を無償配布から1枚5円とする共同の取組を独占禁止法上問題となるものではないとした事例のフォローアップを実施。

2 研究メンバー及び報告書の構成

はじめに：泉水文雄 CPRC客員研究員

第1章 EU法における非ハードコアカルテルの違法性評価：齊藤高広 CPRC客員研究員

第2章 米国法における非ハードコアカルテルの違法性評価(判例部分)：宮井雅明 元CPRC客員研究員

第3章 米国法における非ハードコアカルテルの違法性評価(非判例部分)：井畑陽平 元CPRC客員研究員

第4章 日本法における非ハードコアカルテルの違法性評価：泉水文雄 CPRC客員研究員
齊藤高広 CPRC客員研究員

まとめ：泉水文雄 CPRC客員研究員

主査

泉水文雄 CPRC客員研究員

○ メンバー

- 泉水文雄 CPRC客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授
- 宮井雅明 元CPRC客員研究員・立命館大学法学部教授
- 齊藤高広 CPRC客員研究員・金沢大学人間社会研究域法学系教授
- 井畑陽平 元CPRC客員研究員・相山女学園大学現代マネジメント学部准教授
- 遠藤光 CPRC研究員・公正取引委員会事務総局審査局第三審査長

3 研究結果

1 EU

判決等を検討したところ、環境保護等の社会公共目的に係る協定については、①TFEU101条1項（競争制限的共同行為の禁止規定。注1）の適用外にあるとの判断枠組み、②同条3項（消費者利益の向上等の厳格な要件に該当する場合1項の適用を免除する規定。注2）による比較衡量する判断枠組み、③特に「必要性」という「目的」等を考慮し、目的達成に内在・比例する競争制限効果を判断する判断枠組み、の複数の判断枠組みが確認された。しかし、必ずしも確固とした定説があるものではない。もっとも、実際には、単に社会公共目的があるという理由だけで直ちに、また無制限に競争法の適用除外を認容するのではなく、種々の考慮要因に基づいて判断をしているようである。

（注1）欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of European Union）第101条1項

EU機能条約第101条は、事業者間の協定、事業者団体の決定及び協調的行為であって、加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を妨害・制限・歪曲する目的を有し、又はこのような結果をもたらすものを禁止する。この禁止規定は、競争事業者間の協定（水平的協定）のみならず、メーカーと販売業者間の協定（垂直的協定）にも適用される。禁止される協定の例として、規定上、価格協定、生産、販売、技術開発又は投資に関する制限又は規制等が挙げられている。

（注2）欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of European Union）第101条3項

商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立ち、かつ、消費者に対しその結果として生ずる利益の公平な分配を行うものであって、次のいずれにも該当しない協定等については、欧州委員会は、EU機能条約第101条1項を適用しないことを宣言することができる。

[1] 前記の目的達成のために必要不可欠でない制限を参加事業者に課すこと。

[2] 当該商品の実質的部分について、参加事業者に競争を排除する可能性を与えること。

2 米国

判例等を検討したところ、違法判断においては、あくまでも行為の競争への影響が問題であり、環境保護等の社会公共目的に係る協定を含む非ハードコアカルテルについても、競争への影響以外の観点からは分析は行われないことが確認された。我が国でいう「社会公共目的」については、競争に影響を及ぼさずに対応可能であることがほとんどであり、逆に競争に悪影響を及ぼすような行為を社会公共目的によって正当化することは連邦反トラスト法の存在意義を否定するものと捉えられる。

他方、このような競争促進以外の観点は、他の公的機関が対応すべき範疇と考えられるところ、環境保護等の社会公共目的は、州行為理論（the state action doctrine）といった判例法上の適用除外法理の中で扱われる可能性がある。

また、競争当局に対するインタビューの結果、社会公共目的に係る協定ではあるが競争を制限する協定等を競争当局が連邦反トラスト法に違反しないとした直接的事例はないとされた。

3 日本

(1) 相談事例や震災等緊急時における対応等

我が国では、社会公共目的の自主規制について、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」において、①競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか、②事業者間で不当に差別的なものではないかの判断基準に照らし、③社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものかの要素を勘案しつつ判断しており、強制することは、一般的には問題となるおそれがある、との基準が採用されている。

ガイドライン、環境等に関する相談事例及び震災等緊急時における対応等を検討したところ、①上記自主規制の基準を採用するもの、②競争を実質的に制限するといえないもの、③意思の連絡がないといえる事例等があった。結論として、環境等の社会公共目的又は震災等緊急時を理由に独占禁止法の要件の解釈やあてはめを変更するものはみられなかった。

(2) レジ袋有料化の共同の取組に係るフォローアップ

環境等に関する相談事例の一例として、平成19年度相談事例3において、地方公共団体、住民団体及び参加小売事業者各社がレジ袋の利用抑制のための有料化に係る協定（以下「三社協定」という。）を締結する取組みについて、直ちに独占禁止法上問題となるものではないとの考え方が示された。このような環境目的により、レジ袋の単価を合意する協定は競争法上問題となるものでないとするものと同様の事例は諸外国で見当たらないが、このような取組みを含めて、全国では様々なレジ袋削減に係る取組みが散見されるところ、4つの地方公共団体に対してヒアリングを実施した。ヒアリングの総括としては下記のとおり。

ア レジ袋の価格

レジ袋の価格については、そのサイズ・用途等からまちまちであるが、おおむね5円であることが多い。今回のヒアリングでは、相談事例が示すような三者協定に基づいて価格を決定している地方公共団体はなかった。ただし、ある地方公共団体によれば、地方公共団体内においてレジ袋の価格を統一化することが望ましいとする見方を示している。しかし、その一方で、別の地方公共団体のように、削減率を達成するために、レジ袋の価格を変動させることで辞退率・持参率を引き上げる試みがなくなってしまうのではないか、との指摘もある。

イ 取組への参加

地方公共団体又は各種団体等による「強制」を通じて実施することが実効性を確保するうえで有効であるとの考え方がある。他方、住民や事業者の自主性を尊重し、任意の協力を求めることで、レジ袋削減運動を推進・強化している事例も存在している。

コンビニエンスストアの参加を促すことができるかが、大きな課題になっている。また、商店街単位では協定等を締結しているものの、各店舗では無料配布を行っているケースもあるという。①取扱う商品の種類によって店舗の対応や消費者ニーズが異なる場合、②レジ袋削減に積極的な地方公共団体と、必ずしも積極的とは言えない地方公共団体・商圈が隣接しており、仮にレジ袋の

無料配布が顧客獲得のツールとなっている可能性がある場合、③フランチャイズチェーン店では、加盟店オーナーとフランチャイズ本部との意向の違いがある場合など、様々な背景事情や現実的な問題が見られるようである。

4 おわりに

日米EUにおける非ハードコアカルテルの違法性の評価の判断枠組み及び判断基準については、各国・地域の競争法において区々となっている。EUにおいては、TFEU101条3項（消費者利益の向上等の厳格な要件に該当する場合の適用免除規定）が存在するため競争法の判断の際に社会公共目的の考慮を行っていると考えられる一方、日米においては、おおむね、社会公共目的を直接判断するのではなく、競争に与える影響を実質的に判断する傾向にある。なお、日米の間でも、日本とは異なり、米国は社会公共目的を州行為理論といった法律上・判例法上の適用除外の法理の観点から取り扱われる可能性があるなど、その判断枠組みの差異は必ずしも小さいものではない。

今後とも環境保護等への社会の関心の高まりを反映し、環境問題等への対応を目的とした共同行為が世界的にも増加するとともに、その内容も多岐に渡ることが考えられる。そのような情勢においては、日米EUの非ハードコアカルテルに係る判断を注視しつつ、判断枠組みの変遷又は変遷のないことを把握することが重要と考えられる。